

滋賀県工業技術総合センター技術開発室再使用取扱要領

滋賀県工業技術総合センター（以下、「センター」という。）技術開発室の使用期間については、滋賀県工業技術総合センター技術開発室使用要綱（以下、「要綱」という。）第10条に定められているが、使用中の企業（以下、「既使用企業」という。）の再使用に関する定めがないことから、その取扱いについて以下のとおり定める。

第1 既使用企業の再使用について

- (1) 技術開発室の使用期間終了後、既使用企業が再使用を希望する場合、要綱第5条に基づき、技術開発室使用計画書（以下、「使用計画書」という。）を提出しなければならない。ただし、既に使用許可済の「使用計画書」（以下、「既使用計画書」という。）と同一または類似の「使用計画書」の提出はできないものとする。
- (2) 県は前(1)において、「使用計画書」と「既使用計画書」の相違がわかる書類（様式任意）の提出を既使用企業に求めることができる。
- (3) 前(1)に基づいて「使用計画書」が提出され、使用が許可された後に、「既使用計画書」と同一または類似の計画であることが判明した場合には、県は使用許可を取り消すことができる。
- (4) 既使用企業の再使用は、1回を限度とする。
- (5) 過去に使用していた企業が、再度の使用を希望する場合は、使用終了後1年を過ぎての使用申請であれば新規使用申請企業として取扱い、使用申請可能とする。

第2 技術開発室の使用募集について

- (1) 技術開発室の使用者の公募については、原則、技術開発室の使用期間が終了する日の6ヶ月前から2ヶ月間を公募期間とする。但し、技術開発室の使用を検討中の企業からの相談、見学等は随時受け付けるものとする。
- (2) 前(1)の公募期間中に「使用計画書」の提出がなかった場合、公募終了から2ヶ月間を再公募期間とし、「使用計画書」の提出があるまで繰返し行うものとする。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、技術開発室の再使用に関し必要な事項は、別に定める。

付則 この要領は、令和3年6月1日から施行する。